

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団職員定数条例

(趣旨)

第1条 企業長の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

(職員の定数)

第2条 企業長の事務部局の職員の定数は、30人とする。

2 前項の定数には、休職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び育児休業をしている職員（以下「休職者等」という。）を含まないものとする。

3 休職者等が復職した場合において、職員の員数が第1項の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。